

「鳥取市人権施策基本方針(第3次改訂)」に向けた意見の対応について

意見No.	第1稿 資料ページ	第2稿 資料ページ	項目	協議会委員からの意見	意見に対する市の考え方や対応	担当課
1			改訂版の全体的な印象	全体として、第2次改訂版の引き継ぐべき部分はしっかりと引き継がれている。他方、改訂すべき事項や新たな課題については、項目を立て、あるいはそれを再編するなどして、体系的かつ分かり易い記載となっている。	ご意見いただき、ありがとうございました。	
2			方針(案)全体	地域共生社会に向けた取り組み(P8)、町内推進体制の強化(P9)、関係機関等との共同連携(P9)、進行管理(P11)など、新規施策が盛り込まれている。 また、男女共同参画に関する人権問題(P11~P13)、子供の人権問題(P17~P21)、犯罪被害者やその家族又は遺族の人権問題(P32~P34)などでは、関係する分野での法改正や条例制定、施策等との連動・連携が重層的に盛り込まれて、良い内容となっていると思う。	ご意見いただき、ありがとうございました。	
3			方針(案)全体	特に、人権は等しく尊重されなければならないとして、人権の項目に数字を関して番号を付与しないという表記が採用されていること(資料1(P2))など、細かな点も網羅しつつ、広い視点で総合的な見地に立って策定されていると認められることなどから、第3次改訂(第1稿(案))は、より充実した良いものとなっている。	ご意見いただき、ありがとうございました。	
4	1	1	はじめに	14行目 同年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)について述べていますが、2021(令和3)年5月、同法は改正され、「事業者による障害のある人へお合理的配慮の提供が義務化されました。」改正法は、令和6年4月1日から施行されます。このことについて記載が必要ではないでしょうか。	ご意見いただいた内容は、障がい者のある人の人権問題の項目において記述しています。	人権推進課
5	1	1	はじめに	下から5行目 「差別問題や人権問題の解消に向けた法整備が進んでいます。」と記載されていますが、「……法律の制定も行われました。」に修正されたい。 (理由) 日本社会にはさまざまな人権問題や差別の現実があり、それらの問題や差別を解消するために、個別課題ごとに法律が制定されてきましたが、個別課題における法律の内容が、必ずしも被差別当事者が望むものになっていないものや、真に差別が解消されるものとはなりえていないなど、法律の見直しや改正を求める当事者の声があります。 これらの現状を踏まえると、「…解消に向けた法の整備が進んでいます。」の表記は、法整備が問題なく前進している印象を与えかねないので、法律が制定された事実の表記とする。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
6	1	1	はじめに	下から4行目 …新型コロナウイルス感染が確認されると、感染症は全国に拡がりました。未知なる感染症への… を 新型コロナウイルス感染が確認され全国に拡がりました。そして、未知なる感染症への… に修正されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
7	2	2	はじめに	上から12行~13行目 「市民一人ひとりによるまちづくりを基本的な考え方として決めました。」…とはどういう意味ですか。 まちづくりは、「市民一人ひとり」(個別)でできるものではなく、さまざまな機関や団体、住民などが連携や協力をし合って進めるものではないでしょうか。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
8	2	2	はじめに	上から17行目 こうした人権を取り巻く状況… を こうした社会状況の変化ならびに人権を取り巻く状況… に修正されたい。	ご意見を踏まえて前段文書も含め、記載内容を修正しました。	人権推進課
9	5	4	第2章 取組の経緯 1 取組の経緯	上から11行~13行目 …2次改訂に至っています。を …2次改訂を行いました。そして、令和4年度には… に修正されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
10	5	4	第2章 取組の経緯 1 取組の経緯	上から18行目 第3次改訂は、… を 以上の経過を踏まえ、第3次改訂は… に修正されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
11	5	5	第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1 基本方針と基本的施策	下から6行目 市民のすべての分野において、差別や偏見、人権侵害のない社会の実現をめざし… を 市民のすべての分野において、差別や偏見、人権侵害を行ってはならないことを市全体の理念として、… に修正されたい。	鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例の理念を踏まえ、前文にある「人権尊重都市鳥取市の実現をめざし」に修正しました。	人権推進課
12	6	6	人権擁護の推進	下から5行目 包括的な支援会議体を持ち ⇒ 包括的な支援会議体制を持ち	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課

意見No.	第1稿 資料ページ	第2稿 資料ページ	項目	協議会委員からの意見	意見に対する市の考え方や対応	担当課
13	6	6	第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1 基本方針と基本的施策 (1) 人権擁護の推進 ○相談・支援体制の充実	下から5行目 …、支援機関等とも連携した包括的な支援会議体を持ち、支援体制の充実に務めます。とありますが、支援機関等とは、包括的なとは、市の窓口は、支援体制の充実に務めます。とは具体的には、 ・生活困窮者等の支援と差別・人権侵害に対する支援組織は違うものではないか。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
14	7	7	人権意識の高揚を図る取組	下から6行目 人権侵害行為に対しては、国や県と…… ⇒ 人権侵害行為に対しては、インターネットを悪用することなくお互いの人権を尊重できるように、国や県と…… 下線部分を挿入	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
15	7	7	第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1 基本方針と基本的施策 (1) 人権擁護の推進 ○連携による総合的支援体制の強化	上から4行目 差別や人権侵害の防止を図る啓発を推進します。とありますが、二度と起こさない仕組みづくりが求められます。	啓発については、第3次改訂においても「人権意識の高揚を図る取組」を承継するとともに、公益財団法人鳥取市人権情報センターをはじめ関係機関と協力し啓発手法の検討やデジタル化社会に対応した取組を進めていきます。	人権推進課
16	8	8	第3章 基本的施策の推進と体制の確立 1 基本方針と基本的施策 (3) 地域共生社会に向けた取組 ○誰一人取り残さない地域共生の取組	下から16行目 …公的な福祉サービスと協働して助け合いながら… とありますが、制度と協働しては変であり、制度を活用してではないでしょうか。	閣議決定内容を引用したものであり、現行のとおりとして、引用表示を加えます。	人権推進課
17	9	9	第3章 基本的施策の推進と体制の確立 2 推進体制の確立 (1) 庁内推進体制の強化	フロー図を示してください。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
18	9	9	第3章 基本的施策の推進と体制の確立 2 推進体制の確立 (3) 進行管理	…事案を定期的に評価し、… とありますが、具体的には。	第3次改訂にあがった施策の各項目を評価することを想定していますが、具体的な評価方法については今後検討していきます。	人権推進課
19	10	10	同和問題(部落差別)	下から7行～8行目 部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいると認められるものの、… とありますが、正しい理解は進んでいるとは。	法務省が公表しているものを引用しており、現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	人権推進課
20	10	10	同和問題(部落差別)	下から3行目 「つながっている可能性があります。」とありますが、「つながっています。」に変更。 (理由) 被差別部落を忌避する根強い差別意識に起因して、差別事象が惹起している現実があり、可能性ではなく事実です。	法務省が公表しているものを引用しており、現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	人権推進課
21	10	10	同和問題(部落差別)	最終行～次ページ1行目 …可能性がないとは言えないとしています。とありますが、誰がしているのか。	法務省が公表しているものを引用しており、現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	人権推進課
22	11	11	同和問題(部落差別)	3行～4行目 …意識の醸成を図り、教育・啓発の推進、相談体制の… を…意識の醸成を図るとともに、被害者回復を図るための人権擁護に努めます。に修正。	現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	人権推進課
23	11	11	同和問題(部落差別)	(2) 施策の推進方針の「③具体的な差別事象や…(略)…対応するため、公益財団法人鳥取市人権情報センターが行う…(略)…活用していきます。」とありますが、公益財団法人鳥取市人権情報センターに限定して記載(書きあらため)したのはなぜですか。	公益財団法人鳥取市人権情報センターは、人権啓発研究を行う専門機関として中核的な役割を果たしているため、民間団体としての特質を活かした教育・啓発の調査研究への取組を支援することで、より効果的な啓発につながると考えたからです。	人権推進課
24	11	11	同和問題(部落差別)	「④…また、インターネットモラルに対する…」とありますが、モラルとは具体的に。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
25	11	11	同和問題(部落差別)	「⑤…カウンセリングの実施や相談体制の充実に図るとともに、…」とありますが、現実におきた差別について分析し、差別が起こらない仕組みや啓発・研究を行います。そのための市としての体制は。	個々の人権問題においては担当課を中心に迅速な対応に努めています。市の体制については第3章で記述することとしています。	人権推進課
26	11	11	同和問題(部落差別)	「⑥身元調査につながる…(略)…一層の周知を図ります。」とありますが、「…一層の周知を促進し、登録件数の拡大を図ります。」に変更。	現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	人権推進課
27	12	12	男女共同参画に関する人権問題	15行目 男女平等の意識が進んでいるとは言えない状況です。 前回の意識調査と比べて を挿入	現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	男女共同参画課
28	12	12	男女共同参画に関する人権問題	下から7行目 …住民主体のまちづくりが…(略)…連携・協働しながら地域における を削除する。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	男女共同参画課
29	12	12	男女共同参画に関する人権問題	下から4行目 政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、地域活動や…とありますが 政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動や… に修正する。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	男女共同参画課
30	12	13	男女共同参画に関する人権問題	最下段 …DVの経験・認知の結果によると… とありますが、…DVの経験を尋ねた結果によると、… に修正する。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	男女共同参画課
31	13	13	男女共同参画に関する人権問題	19段目の「女性特有の健康づくり…」となっていますが、男性の更年期についても話題になるところですし、「性の特性にかかわるの知識、理解を含む健康づくりを推進して…」はいかががでしょうか？	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	男女共同参画課

意見No.	第1稿 資料ページ	第2稿 資料ページ	項目	協議会委員からの意見	意見に対する市の考え方や対応	担当課
32	15	15	障がいのある人の人権問題	1行目 …「障害者差別解消法」は、平成28年(2016年に施行され、…とありますが、…「障害者差別解消法」(平成28年(2016年に施行、令和3年(2021年改正))…に修正する。 (理由) 2021(令和3)年5月、同法は改正され、「事業者による障害者のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。」改正法は、令和6年4月1日から施行されます。	同段後半に記載しており、現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	障がい福祉課
33	16	16	障がいのある人の人権問題	「あいサポート条例」と「あいサポート運動」の位置づけが逆転しているような表記に読み取れる。 「あいサポート条例」は、「あいサポート運動」、障がい者福祉サービスの充実、手話言語条例の制定など様々な取り組みを重ねてきたことを背景として、こうした取り組みを更に県民みんなで発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して制定されたものである。 取り組みの時期からすると「あいサポート運動」が先で、「あいサポート条例」制定は後なので、時系列に並べて説明をした方が分かりやすいのではないかと思う。 まず、「あいサポート運動」について説明をしたうえで、「あいサポート条例」について説明したほうが誤解を招きにくいのではないかと思う。 あえて「あいサポート条例」を挙げるのであれば、条例の基本的な5つの柱にも触れるべきではないかと思う。 5つの柱とは、 ①障がいへの理解と「あいサポート運動」の推進 ②障がい者差別の解消 ③障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障 ④災害時における障がい者支援 ⑤障がい者の自立と社会参加の推進	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	障がい福祉課
34	17	17	障がいのある人の人権問題	「④」にコミュニケーションボード等のツールの活用についての追記を検討されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	障がい福祉課
35	17	17	障がいのある人の人権問題	(2)ー② 地域課題への検討を継続的に ⇒ 検討に継続的に	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	障がい福祉課
36	21	21	子どもの人権問題	「⑧」にさまざま学びの場を確保する。の追記を検討されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	総合教育センター
37	24	24	外国人の人権問題	「○外国人の人権問題」(1)現状と課題の中で、8行目から10行目、「しかし、…(略)…在日韓国・朝鮮の人々の歴史的背景や実態、近年増加しているベトナムの人々の実態など、在留外国人に対する理解や認識は、十分に進んでいるとは言えない状況にあります。」とありますが、どのような実態なのか具体的に現状を明記する。 (理由) 外国人の人権問題に関わる実態が、どのような実態なのか現状を知らなければ、市民への理解や認識は進まないのではないのでしょうか。また現状認識に基づいて、外国人に対する差別意識や偏見の解消に向けた施策の推進への理解も深まらないのではないのでしょうか。	要因は記述してあると認識しており、現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	文化交流課
38	25	25	外国人の人権問題	(1)「在留外国人の…支援措置を行ったほか」の記述の部分は、支給条例を制定することが、労働賃金・労働環境についての支援措置となるのか疑問なので、削除してもいいのではないか。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	文化交流課
39	25	25	外国人の人権問題	「④」にコミュニケーションボード等のツールの活用についての追記を検討されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	文化交流課
40	26	26	病気にかかわる人の人権問題	(1) 若年性認知症の記述については、これだけ詳細に記載してありことさら若年性認知症だけを取り上げている気がする。これだけを記載しなくてもよいと思うので削除してはどうか。	現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	保健医療課
41	26	26	病気にかかわる人の人権問題	上から12行～13行目 …が施行された現在、国内での罹患はほぼない状況でも社会的には…とありますが、…が施行されました。現在では国内での罹患はほぼない状況ですが社会的には…に修正する。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	保健医療課
42	26	26	病気にかかわる人の人権問題	下から7行目 …当事者の社会参加を進めて行くためにも、社会の一層の…とありますが、…当事者の社会参加を進めて行くためにも、医療的支援や社会の一層の…の追記を検討されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	保健医療課

意見No.	第1稿 資料ページ	第2稿 資料ページ	項目	協議会委員からの意見	意見に対する市の考え方や対応	担当課
43	28	28	個人のプライバシーの保護	下から10行～11行目 …地域や企業での研修や市報の特集記事(@じんけん)による啓発活動… とありますが、 …地域や企業での研修による啓発活動… に記載修正を検討されたい。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	公文書管理室
44	31	31	刑を終えて出所した(罪を償った)人の人権問題	目次、P31下から7行目、5行目 刑を終えて出所した(罪を償った)人… とありますが、 協議会委員の意見にあるように、被害者やその家族の精神的・経済的被害、日常生活などの負担や感情を思うとき、(罪を償った)と断言して明記することについて検討すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	地域福祉課
45	35	35	性的マイノリティの人権問題	(2)施策の推進方針 ④の市民サービスに 鳥取県が行う「とっとり安心ファミリーシップ制度」(10月1日から鳥取県導入)に協調してとりくみ、… などの追記記載を検討すべきではないでしょうか。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	人権推進課
46	35	36	ハラスメント(職場における)に関する人権問題	目次、P35 ハラスメント(職場における)に関する人権問題 とありますが、ハラスメントは職場だけで発生していない状況を踏まえ、「ハラスメントに関する人権問題」に変更記載を検討すべきではないでしょうか。 なお、P43の参照(用語の解説50音順)の中の、P48の21セクシャル・ハラスメントの説明記載にも、「雇用の場だけでなく、学校や病院や福祉施設など…(略)…ハラスメントも深刻な問題となっている」と明記しています。	ハラスメントに対応する法律は、労働施策総合推進法となります。 さまざまな人権問題の取組の項目名の変遷 ○初期方針 そのほかの人権問題 パワーハラスメント ○1次改訂 パワーハラスメントに係わる人権問題 ○2次改訂初期案 ハラスメントに関する人権問題 ・パワハラ以外にセクハラやマタハラを加えることによる修正 ○2次改訂最終 ハラスメント(職場における)に関する人権問題 ⇒協議会の中で、「企業、団体へのハラスメント未然防止の働きかけが必要」との意見があり、(職場における)を追記しました。	職員課 人権推進課
47	36	37	ハラスメント(職場における)に関する人権問題	(2)施策の推進方針 今後とも、労働局等の関係機関と連携し、相談への対応、救済や調査当に取組みます。 の後に また、ハラスメントは地域等のあらゆる場面で起こり得るものである、その防止に向けて教育・啓発を進めていきます。 の追記を検討されたい。	1段目に同様の内容を記載しており、現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	職員課 人権推進課
48	38	40	インターネットにおける人権問題	「…侵害を受けたときの連絡先が分からない」といった意見があり、という表記があるので、(2)施策の推進方針に、相談窓口の設置という内容があった方が良いと思います。	ご意見を踏まえて記載内容を修正しました。	総合教育センター
49	資料1	No.5		同和問題(部落差別)の表記について、「第2次改訂のままとし、第4次改訂において検討を行います。」と回答されていますが、第3次改訂で検討しないのはなぜですか。	2次改訂のときに議論いただいたものと認識しており、現行のとおりとして、第2稿(案)とします。	人権推進課
50	資料1	No.3		支援体制の充実に努めます。とありますが、支援体制とは？また、何を充実させるのか？	差別や人権侵害が起こった場合は、国・県等の関係機関と連携し迅速な対応を行います。被害者に寄り添い、心理的ケアが必要なケースにはカウンセリングや専門機関の相談につなげることや、支援機関等とも連携した包括的支援体制を構築し、支援体制の充実に努めます。 支援体制の充実とは、連携する支援機関等とより一層の連携を図ることを目指すものです。	人権推進課